

佐賀県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年十月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

唐津市七山藤川字仏岩六九八の二二、六九八の二三、六九八の二七から六九八の二九まで、字藤縄一四四一の三八、一四四一の五〇、一四四一の七七、七山馬川字松坂五二七、六〇七の二、六一〇、七山池原字深坂甲八二〇の一、字大屋敷甲八四〇の二、甲八四〇の二〇、甲八四〇の五一、字松平甲一二〇の一の五、字山上甲二七八三の二、甲二七八三の三七、字山田甲二九一一の八、字山口乙五八八、字桑原乙一〇六八の七、七山木浦字平野岳二一の二〇、二一の二一、二一の二五、二一の二六、字苅又田一〇八の一四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備

課及び唐津市林務課に備え置いて縦覧に供する。）